

## 仕様書

### I. 総則

#### 1. 件名

犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（振り込め詐欺救済法）に基づく預保納付金事業の担い手業務

#### 2. 業務の概要

##### (1) 平成 29 年度以降

- ① 犯罪被害者等の子どもに対する学資としての資金の給付
- ② 犯罪被害者等の援助を行う民間の団体に対する助成（相談員の育成費への助成を含む）
- ③ 犯罪被害者等の子どもに対する無利息で行う学資としての資金の貸付けに係る債権の回収が終了するまでの間、当該債権の管理及び回収

##### (2) 平成 28 年 11 月 15 日から平成 29 年 3 月 31 日

- ① 平成 29 年度に犯罪被害者等の子どもに対する学資としての資金の給付を行うために必要な準備行為（奨学生の募集等）
- ② 平成 29 年度に犯罪被害者等の援助を行う民間の団体に対する助成を行うために必要な準備行為（助成対象とする団体の募集等）
- ③ 犯罪被害者等の子どもに対する無利息で行う学資としての資金の貸付け及び債権の管理・回収
- ④ 犯罪被害者等の援助を行う民間の団体に対する助成

ただし、(2)の①及び②の開始時期については、預金保険機構との協議により、平成 28 年 11 月 15 日以前とすることを妨げない。また、(2)の③及び④については、今後の状況によっては、今般選定する担い手の業務とならない場合がある。

#### 3. 協定締結期間等

##### (1) 協定について

協定とは、犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律第二十条第一項に規定する割合及び支出について定める命令第三条に規定する協定を指す。

## (2) 協定締結期間

平成 28 年 11 月 15 日から平成 31 年 3 月 31 日まで。ただし、期間満了日の 6 か月前までに預金保険機構又は担い手から書面による協定終了の申し出がない場合、この協定は 2 年間自動的に延長されるものとし、その後もまた同様とする。

なお、協定締結日は、担い手選定後、預金保険機構との協議により、平成 28 年 11 月 15 日以前とすることを妨げない。

## II. 想定される業務内容

### 1. 奨学金業務及び助成業務において想定される業務内容

#### (1) 平成 29 年度以降

##### ① 犯罪被害者等の子どもに対する学資としての資金の給付業務

###### ア. 給付水準

	給付月額	一時金
大学院生	5 万円	30 万円
大 学 生	5 万円	30 万円
高 校 生	国公立 : 1.7 万円 私立 : 2.5 万円	5 万円

なお、今後、犯罪被害者支援基金の支給水準に変動があった場合等、状況の変化に応じて、将来的に給付水準を変更することを否定するものではない。

###### イ. 受給資格

犯罪被害者等の子供（主として当該被害者の収入によって生計を維持していた子供に限る。）であり、高校、大学、大学院等に在学中あるいは入学予定であって、犯罪被害に起因して学費の支弁が困難と認められる者。また、新規・継続を合わせ、受給者の上限をおよそ 300 人と想定し、仮にそれを超えるおそれがある場合には、他の奨学金制度と同様に、学力基準及び家計基準を用いて選抜を行うこと。

###### ウ. 既存貸与者の取扱い

給付制の導入に伴い、これまでの奨学金事業において既に貸与を受けている者に対して返済を免除すること。具体的には、ア. の給付水準を限度として、返済を免除すること。

なお、既存貸与者の中には、既に返済を開始している者もいるが、こうした者については、既返済分については特段の手当はしないものの、給付制への切換えに併せ、上記のとおり返済を免除すること。

ここで、返済免除の方法は、奨学生の負担増を避け、かつ、債権管理期間を長期化させない観点から、返済免除後も現在の毎月の返済額（まだ返済を開始していない既存貸与者については、返済免除を受ける前の貸与総額を30年間（最長返済期間）で返済することとした場合に返済すべき月額）を下回らない額で返済し続けることに同意した既存貸与者を対象に、返済免除を行うこと。

#### エ. 奨学生の状況の把握

奨学生に休学等の異動事由が発生した場合、奨学金の支給の停止等の措置を適切に行うこと。奨学金終了後も連絡を取ってネットワークを構築することで、自立するよう成長を見守ること。

### ② 犯罪被害者等支援団体への助成業務

#### ア. 助成対象事業

- ・ 犯罪被害者等を支援する団体が自立を目指すために、財政基盤を支える仕組みをつくる事業
- ・ 犯罪被害者等支援の業務拡充のために資機材を整備する事業
- ・ 犯罪被害者等に関する相談・面談等により、犯罪被害者等支援の充実を図るもので自立を目指す事業
- ・ 犯罪被害者等支援団体に定着することが見込まれる人材については、相談員の要件を満たすまでに必要な育成費（雇用経費）を助成する事業

なお、上記助成対象事業以外であっても犯罪被害者等支援団体が行う事業のうち犯罪被害者等の支援の充実に資すると認められる事業については助成対象となる可能性がある。

#### イ. 助成先の状況の把握

助成金が助成事業以外に使用されることを防ぐことや、助成事業の実施により取得した物件が適切に管理されるよう、監査等の実施により助成先の状況を把握すること。

### (2) 平成28年11月15日から平成29年3月31日

- ① 平成29年度に犯罪被害者等の子どもに対する学資としての資金の給付を行うための募集及び選定業務
- ② 平成29年度に犯罪被害者等の援助を行う民間の団体に対する助成を行うための募集及び選定業務
- ③ 犯罪被害者等の子どもに対する無利息で行う学資としての資金の貸付け業務

#### ア. 貸与水準

	給付月額	一時金
大学院生	10万円	30万円
大学生	8万円	30万円
高校生	国公立：3万円 私立：5万円	国公立：6万円 私立：25万円

#### イ. 受給資格

犯罪被害者等の子供（主として当該被害者の収入によって生計を維持していた子供に限る。）であり、高校、大学、大学院等に在学中あるいは入学予定であって、犯罪被害に起因して学費の支弁が困難と認められる者。

### ④ 犯罪被害者等支援団体への助成業務

#### ア. 助成対象事業

- ・ 犯罪被害者等を支援する団体が自立を目指すために、財政基盤を支える仕組みをつくる事業
- ・ 犯罪被害者等支援の業務拡充のために資機材を整備する事業
- ・ 犯罪被害者等に関する相談・面談等により、犯罪被害者等支援の充実を図るもので自立を目指す事業

なお、上記助成対象事業以外であっても犯罪被害者等支援団体が行う事業のうち犯罪被害者等の支援の充実に資すると認められる事業については助成対象となる可能性がある。

#### イ. 助成先の状況の把握

助成金が助成事業以外に使用されることを防ぐことや、助成事業の実施により取得した物件が適切に管理されるよう、監査等の実施により助成先の状況を把握すること。

## 2. 債権管理・回収業務

平成 25 年度から平成 28 年度において実施している犯罪被害者等の子どもに対する無利息で行う学資としての資金の貸付けに係る債権の管理・回収を行うこと。平成 28 年 3 月末においてこれまで貸与した者の総数は 81 人である。（平成 28 年度に新規貸付者がいるため、貸与者は 81 人より増加することに留意すること。）

### 3. 資金の管理

預保納付金事業に必要な資金は、預金保険機構から交付される。交付された資金は、信託財産等の方法により厳正に管理を行うこと。

### Ⅲ. その他

- ・ 「振り込め詐欺救済法に定める預保納付金を巡る諸課題に関するプロジェクトチーム報告書」(平成 28 年 3 月 17 日)に基づいて業務を行うこと。(当報告書に記載がない場合には、「預保納付金の具体的使途について」(振り込め詐欺救済法に定める預保納付金を巡る諸課題に関するプロジェクトチーム、平成 23 年 8 月 26 日)に基づいて業務を行うこと。)
- ・ 特に平成 28 年 3 月 17 日付報告書において、「預保納付金事業の運営に当たり、これまで被害者等支援を行っていた民間団体が支出を差し控え、全体として支援の拡充につながらないという事態は避けるべき」と指摘されている点に留意すること。
- ・ 預保納付金事業の対象者について知見を有する者が存在する場合には、預保納付金事業の運営に当たり、必要に応じて、こうした者の知見も活用すること。